

社会福祉法人若竹大寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹大寿会(以下「当法人」という)定款第八条および第二十二条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等の総額)

第2条 役員等の報酬等の総額は以下のように定める。

- (1)理事に対して、各年度の総額が3,200万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- (2)監事に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬等を別表第1から第3に従って支給する。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)役員報酬等については、別表第1に定める額
- (2)通勤手当については、職員給与規程第25条の規定に準ずる額
- (3)職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
- (4)(3)の交通費・宿泊料は実費を支給する。
- (5)日当については別表第1に定める額を支給する
- (6)退職慰労金については別表第4に定める額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬等については、別表第2に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
- (3)(2)の交通費・宿泊料は実費を支給する。
- (4)日当については別表第2に定める額を支給する
- (5)職員である非常勤役員の役員会出席時には日当は支給しない。
- (6)職員である非常勤役員の法人内で行われた役員会出席時には交通費は支給し

ない、但し法人外で行われた場合には実費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している常勤役員の役員報酬に対しては、別表第3に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第6条6項に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。
この規程は、令和 元年 6 月 27 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、2024 年 6 月 24 日より施行する。
この規程は、2025 年 6 月 26 日より施行する。
この規程は、2026 年 6 月 25 日より施行する。

別表第 1 (常勤役員の報酬等)

役職名	役員報酬の月額
常勤理事	1,250,000 円

日当	日額
理事会等への出席	25,000 円
WEB 会議等での理事会への出席	25,000 円
上記の他、法人及び法人施設業務のための出勤・出張	25,000 円

※但し、法人内で開催される理事会等への出席の場合は支給しない

別表第 2 (非常勤役員等の報酬等)

(1) 評議員

日当	日額
評議員会への出席	20,000 円
WEB 会議等での評議員会への出席	20,000 円
文書による決議を行った場合	5,000 円
上記の他、法人及び法人施設業務のための出勤	20,000 円 法人式典等出席 10,000 円

(2) 非常勤理事

日当	日額
理事会等への出席	25,000 円
WEB 会議等での理事会への出席	25,000 円

文書による決議を行った場合	7,500 円
上記の他、法人及び法人施設業務のための出勤・出張	25,000 円 法人式典等出席 10,000 円

(3) 監事

日当	日額
監事監査等への出席	25,000 円
理事会・評議員会への出席	25,000 円
WE B 会議等での理事会・評議員会への出席	25,000 円
文書による決議を行った場合	7,500 円
上記の他、法人及び法人施設業務のための出勤・出張	25,000 円 法人式典等出席 10,000 円

(4) 評議員選任解任委員

	日額
評議員選任解任委員会等への出席	25,000 円
WE B 会議等での評議員選任解任委員会への出席	25,000 円
文書による決議を行った場合	7,500 円
上記の他、法人及び法人施設業務のための出勤・出張	25,000 円 法人式典等出席 10,000 円

別表第 3（常勤役員等の職員給与との併給時の役員報酬分）

役職名	報酬の月額
常勤理事	1,250,000 円

別表第 4（常勤役員等の退職慰労金）

役職名	
常勤理事	最終報酬月額×在任年数×功績倍率（1～3 まで）

※上記の在任年数は 1 カ年単位とし、端数は月割りとし、1 カ月未満は切り上げる